

第 133 回技術士包装物流会関西支部研究会議事録

平成 29 年 4 月 17 日
関西支部長 高垣俊壽
作成 森川 亮

開催日時：平成 29 年 4 月 12 日（木）

《研究会》18:00~19:20 《懇親会》19:30~20:30

開催場所：大阪府門真市 パナソニック企業年金基金「松心会館」
《研究会》2F 研修室、《懇親会》1F 大広間

出席者：合計 28 名

◆研究会：高垣支部長の挨拶から始まり、50 周年記念式典および関西支部 30 周年記念に関する説明をされた。その後、福喜多相談役より支部長の退任の挨拶をされた。

◆講演会：

演題：「情報セキュリティマネジメントシステム」

講師：藪 貞男様（当会会員） ヤブコンサルタント 代表

1. 情報セキュリティマネジメントの背景

IT 技術が急速に発展し、グローバルに情報が流通し始めた。海外では情報のようなソフトについても重要視されており、情報の漏洩防止は重要になっている。

また、情報の 4 つの特異な性質を考える必要がある。

- ・固有の価値を持たない
- ・媒体なくして存在しない
- ・可逆性を持たない
- ・コピーは容易である。

2. 情報漏えいの事例紹介

事例紹介として、トラブル事例をご紹介された。事業のスピードを重視するためにセキュリティに曖昧な部分があった。約 4858 万人分の情報が流出していた。

鋼板の製造プロセスに関する情報漏えいの事例。A 社の情報が B 社に漏れていた。B 社の技術情報が C 社に漏れていた。B 社が C 社を提訴して A 社が漏洩を把握した。情報処理推進機構から 10 大脅威が説明されている。それらの中でも好奇心による被害が多い。

次に、標的型メールによる被害事例を説明された。もっともらしいメールの開封により被害を受けた。これは、メール送信者によるたくみな偽装による。実行型ファイル EXE 形式も危険度が高い。

3. 情報セキュリティに関する法令の紹介

情報セキュリティに関する法令の紹介をされ、その中で、不正競争防止法、個人情報保護法、不正アクセス禁止法を説明された。営業秘密情報としては、顧客情報以外にも研究開発関係書類も入る。

特許は公知になる。そのため、特許を出した後に取り下げ発明の事実だけを客観的に証明する場合もある。権利な無くなるが、自分たちが訴えられることがない。また、個人情報保護法の変更点について説明された。現行の個人情報保護法は 5000 人以上事業主が対象であった。来月以降、取り扱う個人情報に関して人数制限の廃止が決まった。すなわち、小規模事業者も対象となる。

4. マイナンバーの説明

マイナンバーは行政の効率化のためである。したがって、それ以外に使用されると問題である。

事業者の立場とすれば、取扱規定等の策定をしなければならない。マイナンバー制度は同種法律と比較して重い刑罰である。

この他、活発な質疑応答があり、セキュリティについて理解を深めることができた。

◆紹介事項：研究会者の紹介を行った。

平洋二郎様（㈱ハイドロエッジ社長） APEC エンジニア合格

賀川義夫様（ロジスティクス部門）新規合格者 2 次試験

藤井隆宏様（パナソニック㈱）HP を見て参加希望 新入会員者予定

◆懇親会：4 月 12 日（木）19:30~20:30 出席者：27 名 松心会館 大広間

平様の乾杯の音頭で開会し、下茂様の中締めで閉会した。

◆第 134 回研究会予定：2017 年 6 月 6 日（火）：見学会（トヨタホーム、トヨタ自動車）



高垣支部長の挨拶



退任された福喜多様



講演される藪様



紹介者 左から
藤井様・賀川様
平 様

受講
風景



乾杯の
平様



懇親
会



締めの
下茂様

